

議案第19号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。）

1乗車につき 210円

小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。）

1乗車につき 110円

(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円

小児 1乗車につき 60円

(3) 定期乗車料金

通勤定期乗車券 1箇月 9,450円

3箇月 26,930円

6箇月 51,030円

特殊通勤定期乗車券 1箇月 6,620円

3箇月 18,870円

	6 箇月	3 5, 7 5 0 円
通学定期乗車券 (甲)	1 箇月	7, 4 6 0 円
	3 箇月	2 1, 2 6 0 円
	6 箇月	4 0, 2 8 0 円
通学定期乗車券 (乙)	1 箇月	2, 4 6 0 円
	3 箇月	7, 0 1 0 円
	6 箇月	1 3, 2 8 0 円
特殊通学定期乗車券 (甲)	1 箇月	5, 2 2 0 円
	3 箇月	1 4, 8 8 0 円
	6 箇月	2 8, 2 0 0 円
特殊通学定期乗車券 (乙)	1 箇月	1, 7 2 0 円
	3 箇月	4, 9 1 0 円
	6 箇月	9, 3 0 0 円

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 4 号」を「前項第 3 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 2 項に規定する共通回数乗車券の料金については第 1 項第 3 号に規定する種類の回数乗車券に応じた料金を、」を削り、「第 1 項第 4 号」を「、第 1 項第 3 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 6 条の 2 中「当該券片 1 枚又は 1 冊」を「乗車券 1 枚」に改め、ただし書を削る。

第 2 条 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 普通乗車料金 大人 (12 歳以上の者をいう。以下同じ。)

1 乗車につき 2 2 0 円

小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。）

	1乗車につき	110円
(2) 特殊乗車料金	大人 1乗車につき	110円
	小児 1乗車につき	60円
(3) 定期乗車料金		
通勤定期乗車券	1箇月	9,900円
	3箇月	28,220円
	6箇月	53,460円
特殊通勤定期乗車券	1箇月	6,930円
	3箇月	19,750円
	6箇月	37,420円
通学定期乗車券（甲）	1箇月	7,300円
	3箇月	20,810円
	6箇月	39,420円
通学定期乗車券（乙）	1箇月	2,400円
	3箇月	6,840円
	6箇月	12,960円
特殊通学定期乗車券（甲）	1箇月	5,110円
	3箇月	14,570円
	6箇月	27,590円
特殊通学定期乗車券（乙）	1箇月	1,680円
	3箇月	4,790円
	6箇月	9,070円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(第1条の規定による改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行された回数乗車券については、当分の間、引き続き使用することができる。
- 3 施行日前に発行された回数乗車券の乗車料金を還付する場合の手数料については、第1条の規定による改正後の条例第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。
(第2条の規定による改正に伴う経過措置)
- 5 第1条の規定による改正前の条例の規定により発行された回数乗車券については、川崎市乗合自動車乗車料条例第9条第1項及び第3項前段の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日以後、当分の間、当該回数乗車券に表示された額と同条の規定による改正後の条例の規定による普通乗車料金との差額を添えて引き続き使用することができる。
- 6 第2条の規定の施行の日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。

参考資料

制 定 要 旨

乗車料金を改定し、及び回数乗車料金を廃止するため、この条例を制定するものである。